

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号。以下「都要綱」という。）に基づく認証保育所（A型及びB型）の設置者（以下「設置者」という。）に対し、運営に要する経費、認証保育所の利用者の保育料の軽減に相当する額等の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 認証保育所の事業は、都要綱に定めるもののほか、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 利用する児童の保育記録をつけること。
- (2) 事故等のあったときは、速やかに市長に報告すること。
- (3) 非常災害に対する具体的な計画を立て、定期的な避難訓練等を実施すること。
- (4) 不慮の事故に備え、次に掲げる額以上の賠償保険に加入すること（市内の認証保育所に限る。）。)

ア 1回の事故につき 5億円

イ 1人の事故につき 5,000万円

(運営費等の助成)

第3条 市長は、認証保育所の利用者（以下「利用者」という。）と設置者が認証保育所の利用契約を締結し、利用があった場合は、次に掲げる運営費等の助成を行うものとする。

- (1) 当該年度の東京都認証保育所運営費等補助要綱に定める運営費
- (2) 保育料の軽減に相当する額

ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の4第2号に該当する小学校就学前子どもに係る保護者である利用者 当該認証保育所の保育料（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の16に規定する費用を除く。）。ただし、1月当たり57,000円を上限とする。

イ 保育の必要性がある満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども（法第30条の4第3号に該当する小学校就学前子どもを含む。）に係る保護者である利用者 当該認証保育所の保育料と利用者が認可保育所を利用した場合の保育料との差額に相当する額。ただし、1月当たり67,000円を上限とする。

(3) 入園料に相当する額

(4) その他助成することが適当であると市長が認める費用に相当する額

2 市長は、利用者及び設置者に対し、前項第2号から第4号までに規定する額を通知するものとする。

(助成対象児童)

第4条 前条第1項第1号に規定する運営費の助成の対象となる児童は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 認証保育所(A型)については、月120時間以上の利用を必要とし、かつ、小学校就学始期に達するまでの児童で、福生市が認めた児童

(2) 認証保育所(B型)については、0歳から3歳までの児童で、福生市が認めた児童

2 前条第1項第2号及び第3号に規定する額の助成の対象となる児童は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 法第30条の4第2号に該当する小学校就学前子ども

(2) 保育の必要性がある満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども(法第30条の4第3号に該当する小学校就学前子どもを含む。)

(開所時間)

第5条 認証保育所の開所時間は、1日13時間以上とする。

(情報の公開)

第6条 設置者は、認証保育所の運営方針、施設概要、保育内容、保育料、職員配置基準等の情報を公開しなければならない。また、利用者から意見を聴取する場を設けなければならない。

(児童の受託)

第7条 設置者が児童を受託する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 認証保育所(B型)の設置者は、入所の申込みがあったときは、利用者が保育を必要とする要件を確認したうえで、入所の決定をしなければならない。

(2) 設置者は、利用者(Utilization)と利用契約締結後、速やかに認証保育所受託届(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

ア 利用契約書の写し

イ 当該利用者に係る区市町村民税課税(非課税)証明書又は区市町村民税納税通知書の写し

ウ 当該利用者に係る別表に定める書類

2 前項第2号イ及びウに掲げる書類については、公簿等により確認することができるときは、当

該書類の提出を省略することができる。

(助成金の請求及び交付)

第8条 運営費等助成金の交付を受けようとする設置者は、毎月10日までに認証保育所運営費等助成請求書(別記様式第2号。以下「請求書」という。)に必要書類を添えて、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出を受けたときは、内容を審査し適正と認めたときは、毎月末日までに助成金を交付するものとする。

(適正使用義務)

第9条 運営費等助成金の交付を受けた設置者は、都要綱に基づく保育事業以外に助成金を使用してはならない。

2 設置者は、第3条第1項第2号から第4号までに規定する額の助成金を利用者の保育料、入園料等に充当しなければならない。

(報告及び調査)

第10条 設置者は、毎月初日に在籍する児童の状況を、当該月の10日までに初日在籍状況報告書(別記様式第3号)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、保育事業について調査の必要があると認めたときは、いつでも報告を求め、又は職員をして実地に調査することができる。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成金の交付を受けた設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、当該交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用の際、現に認証保育所に入所している児童は、この要綱により適用されたものとみなす。
- 3 福生市認証保育所(B型)事業運営要綱(平成13年9月27日決定)は、廃止する。
- 4 平成25年度に限り、運営費に係る助成は、第3条に掲げる費用のほか、東京都が定める平成25

年度保育従事職員等処遇改善事業補助金交付要綱（平成25年10月10日25福保子保第1254号）の交付対象事業に係る費用を助成するものとする。

5 平成26年度に限り、運営費に係る助成は、第3条に掲げる費用のほか、東京都が定める平成26年度保育従事職員等処遇改善事業補助金交付要綱（平成26年9月16日26福保子保第1070号）の交付対象事業に係る費用を助成するものとする。

6 前2項の交付対象事業に係る費用の助成の手續に必要な様式は、別に定める。

附 則（平成15年1月17日）

改正後の福生市認証保育所事業運営費助成要綱の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年11月18日）

改正後の福生市認証保育所事業運営費助成要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年11月15日）

改正後の福生市認証保育所事業運営費助成要綱の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成25年11月1日要綱第64号）

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の福生市認証保育所事業運営費助成要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月16日要綱第27号）

1 この要綱は、平成26年9月16日から施行する。

2 この要綱による改正後の福生市認証保育所事業運営費助成要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年11月1日要綱第49号）

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日要綱第10号）

改正

平成30年4月1日要綱第23号

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（福生市認証保育所利用者補助金交付要綱の廃止）

2 福生市認証保育所利用者補助金交付要綱（平成14年10月1日決定）は、廃止する。

（経過措置）

3 平成29年度に限り、この要綱による廃止前の福生市認証保育所利用者補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき、平成29年3月1日において補助金の交付を受けていた補助対象児童及び当該児童の兄弟姉妹に係る平成29年度に限り、この要綱による改正後の福生市認証保育所運営費等助成要綱第3条第1項第2号から第4号までに規定する額は、同項第2号から第4号まで及び第4条ただし書の規定にかかわらず、当該児童が在園中の場合は、旧要綱第4条の規定に基づき算出した額とする。

附 則（平成30年4月1日要綱第23号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日要綱第5号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の福生市認証保育所運営費等助成要綱第3条及び第4条の規定は、令和元年10月分以後の月分の運営費等の助成について適用し、同年9月分までの助成については、なお従前の例による。

附 則（令和2年5月7日要綱第33号）

この要綱は、令和2年5月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月15日要綱第4号）

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附 則（令和3年4月1日要綱第22号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。